

第三回 スマート保安プロモーション委員会 議事要旨

1. 日 時: 令和 4 年 3 月 28 日(月) 14:00~15:00
2. 場 所: NITE 本所 + オンライン会議(Teams)
3. 出席者:
 - (常任委員)中垣委員長、飯田委員、伊藤委員、高野委員、山出委員
 - (専門委員)逆水委員
 - (オブザーバー) 経済産業省 浅海係長、他
 - (説明人) A 社 2 名
 - B 社 1 名
 - C 社 1 名
 - (事務局)独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)
 - 国際評価技術本部 菊島本部長、石毛次長、篠崎電力安全センター長、他

4. 議 題

- 議題 1:プロモーション委員会の位置づけと今後の進め方
- 議題 2:第 1 号案件の妥当性評価について

5. 配付資料

- 資料 1:スマート保安プロモーション委員会 委員名簿
- 資料 2:スマート保安プロモーション委員会の位置づけと今後の方向性
- 資料 3:スマート保安技術カタログのイメージ(案)
- 資料 4:需要設備における保安の現状と国への申請等について
- 資料 5:V0 センサー及び超音波センサーについて(2 回目資料)
- 資料 6:メブクス豊洲(需要設備)の停電年次点検の延伸の技術要件評価について(決議案)

参考資料 1:第3回 スマート保安プロモーション委員会 出席者名簿

参考資料 2:高調波検出器による部分放電の検出

参考資料 3:熱画像診断装置の活用技術について

参考資料 4:受変電設備の診断はお済みですかー日本電機工業会 2013 パンフレット

6. 議事概要

議題 1:プロモーション委員会の位置づけと今後の進め方

説明人の退席後、資料 2 及び資料 3 に基づいて事務局が説明を行った。

<説明の概要>

- 委員会ではスマート保安技術に必要な技術要件の妥当性を確認する。
- アウトプットとして、スマート保安技術カタログを発行してスマート保安技術などの普及啓発活動に役立てていく。
- 申請者からプロモーション委員会で評価を受けたい内容に関して、
 - ・スマート保安技術モデルの場合は「保安レベルの維持・向上に必要な技術要件を有しており、新しいスマート保安技術に置き換わることが十分可能であるかどうか」を委員に確認してもらう。
 - ・基礎要素技術の場合は「今後電気保安現場での実証データが取得できればスマート保安技術モデルとして活用できそうか」について、各委員の持つ専門的な視点からそれぞれ確認してもらう。

・最終的な確認ポイントを箇条書きにした決議案を事務局が作成し、了解事項を明確にした上で承認をいただく。

議題 2: 第 1 号案件の妥当性評価について

説明人の入室後、資料 4 に基づき事務局が、資料 5 に基づいて説明人が説明を行い、その後質疑応答を行った。

<事務局による説明の概要>

- 本案件は選任主任技術者が保安全管理をしている特別高圧受電設備。
- 外部委託では、進化した測定器類や絶縁監視の導入により、点検間隔の延伸が進んでいる。
 - ・低圧絶縁監視装置の導入による月次点検の隔月化。
 - ・停電年次点検の 3 年に 1 回への延伸(信頼性の高い設備が要件、他 2 年は無停電年次点検)。
- 特別高圧受電設備の保安規定変更届の手続き申請時は、監督部への事前相談をして作成した書類を監督部へ提出し、以下の個別協議をする。
 - ① 主任技術者から経営層に意見を言える体制となっているのか。
 - ② 設備状況:設備更新を過ぎている設備ではないか、設置環境はどうなっているのか。
 - ③ 点検者・点検内容:点検の実施者、無停電年次点検の実施内容。
 - ④ 長期計画:工業会等で決められている基準によって点検、整備が行われているかなど。
 - ⑤ 主任技術者としての経験。
 - ⑥ 直近の年次点検結果:異常があったまま無停電点検を導入する訳にはいかない。

<説明人による説明の概要>

- 前回の委員会で要望のあった、センサーで異常を検知したが特に問題なかった事例(空振り)及び見逃しの有無についての調査結果を報告する。
- V0 センサーが異常を検知し、事故を未然に防いだケースが 2 物件あり、空振りはなかった。超音波センサーでは、事故を未然に防いだケースが 2 物件あり、空振りが 2 物件あった。いずれも見逃しはなかった。
- 超音波センサーでの空振りの原因は突き止めており、必要であれば A 社の技術員が原因の究明に伺う体制を整えることで解決している。

<主な質疑応答>

- V0 センサーで異常を検知した 2 件は異なる 2 設備のトラブルか。
⇒2 設備のトラブルである。
- 異常を検知した場合は、お客様がキュービクル内を確認するとあるが、どういう確認をするのか。
⇒お客様自体も電気の責任者の方は電気のことをよくわかっており、キュービクルの異音・異臭や、部分放電が起きると青白い火花などが目視で確認できるため、それらを五感で確認していただく。測定器類を持っているお客様が、測定器類を使うこともある。
- 閾値の設定値を記録として残せるようにした方がよい。(設定を変更した場合、変更したことが記録されるように)。
⇒変更する場合はその旨をお客様にお伝えし、A 社でも記録を残している。

質疑応答終了後、説明人が退席し、資料 6 の決議案を事務局が説明した。その後、委員による決議を行い、全員一致で承認された。その際、「承認するにあたって、何かトラブルがあったときの報告等、情報を委員会に伝えていただく枠組みを検討してほしい。これは条件ではなく委員会からの強い要請

とする。」と委員長から伝えられた。

決議後、説明人が入室し、事務局から説明人に決議結果を伝えた。また、当該スマート保安技術モデルの導入による運用実績(トラブルの有無等)について、1～3年後を目途に事務局まで情報をいただくことを説明人は承諾した。